

**おもてなし活動を
支援します！**

訪れる方を温かい「ごころ」でお迎えするおもてなし活動への支援を行います。

学校やNPO法人、市民グループなどの「団体」が対象になります。

応募方法 申請書に必要事項を記載し、県観光交流国際課あてに郵送してください。
募集要領や申請書様式、取り組み事例等は、ホームページに掲載しています。

募集期間 9月1日(水)～9月30日(木)

助成額上限 1事業あたり30万円

取り組み事例

花の植栽やグッズの製作、おもてなしのスキルアップ講習会など

ホームページ

「熊本県観光サイト・なごみ紀行」
http://kumano-go.jp/bentri/omotenashi.html

提出先 〒862-8570 熊本県観光交流国際課内

ようこそくまもと大作戦係
問い合わせ先

県観光交流国際課
☎3333-2332

おしらせ

道路交通センサスにご協力ください

国土交通省では、将来の交通計画を立てるための基礎資料を得る目的で、全国一斉に自動車の利用実態調査(道路交通センサス)を実施します。無作為に選定された調査対象車両を所有されるお宅に、秋ごろ調査員が訪問します。調査にご協力を願います。

問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局
熊本河川国道事務所調査第二課
☎382-1111

不審な訪問販売等にご注意を

町水道センター

最近、町水道課職員を装った浄水器等の訪問販売に関する苦情が寄せられています。

町では、浄水器等のあつせんは行っておりませんので、不審な訪問販売等にはご注意ください。

●事例 「町の依頼を受けて、お宅の水道水の水质検査に来ました」とコップに水を取らせ、その水に何かの液体を入れ、「水が変色しています」「汚れています」など、水道水について不安感をあおるような言葉を使い、浄水器の購入を勧められた。

●アドバイス 不審な訪問販売がありましたら、町の職員であるか否か「職員証」の提示を求めてください。また、強引な販売や極端な挙動不審の行動に対しては、警察・交番へ通報してください。

万一、商品を契約してしまったら、契約日を含めて8日間以内であれば、クーリングオフ(無条件解約)ができます。詳細についてはご相談ください。

問い合わせ先

くまもと消費者支援センター
☎386-1033
町水道センター
☎286-6880

**屋外広告物適正化旬間
9月1日～10日**

屋外広告物は、生活に欠かせない大切な情報提供手段です。しかし、自分勝手に目立つ看板を設置すると、まちの景観は損なわれてしまいます。県では、熊本の美しい景観を守るとともに、広告物の落下や倒壊などによる危険を防止するため、屋外広告物条例を定め、広告物の大きさや高さ、設置場所などを規制しています。ルールを守り素敵なまちなみを目指しましょう。

屋外広告物を設置するとき、各地域振興局土木部維持管理課にご相談ください。

問い合わせ先

県土木部都市計画課
景観公園室
☎3333-2524
内線6077

公共交通機関の休日ファミリー割引

公共交通利用促進のため、9月18日(土)～10月17日(日)までの1か月間の土、日、祝日に限り、県内の路線バスと市電、電鉄の電車が、大人1人につき小学生以下の子ども3人まで無料で利用できます。(*JRを除く)

期間中、車内にぶら下げてあるチラシにあるチケットを切り取って、降車時に1家族(グループ)につき1枚を運賃

箱に入れてください。ぜひこの機会に公共交通機関をご利用ください。

詳しくは車内のチラシでご確認ください。

問い合わせ先

県企画振興部交通対策総室
☎3333-2164
内線3559

**自殺予防週間
9月10日～16日**

自殺予防週間は、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、対応方法および自殺者の親族等に対する支援の必要性について国民の理解の促進を図ることを目的として、9月10日の世界自殺予防デーにちなんで設定されたものです。わが国の自殺者は、10年以上連続して3万人を上回る状況で、週間中、啓発キャンペーンや相談などが行われます。1人で悩まず早めに相談しましょう。

問い合わせ先

役場健康福祉課健康増進係
☎286-3111
内線1333-134